

京都市告示第 4 3 9 号

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第 4 0 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり、特定教育・保育施設（保育所）に係る法第 2 7 条第 1 項に係る確認の効力を一部停止（新規利用者の受入停止 1 2 箇月）します。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

京都市長 門川 大作

事業者の名称	施設の名称	施設の所在地	教育・保育施設 の種類	処分内容及びその期間
宗教法人 天理教姫京分教 会	唐橋保育園	京都市南区唐橋 琵琶町 3 4 - 5	保育所	確認の効力一部停止 （令和 3 年 1 月 1 日から 令和 3 年 1 2 月 3 1 日ま での 1 2 箇月間、新規利 用者の受入停止）

（子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室）

（子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室）